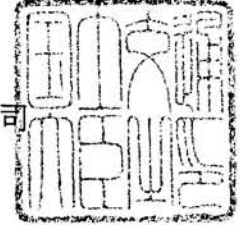


審査請求人  
比留間 哲生 殿  
長谷川 誠二 殿  
柴田 哲夫 殿  
永田 親義 殿

国土交通大臣  
前原 誠司



裁決書の謄本の送付について

平成21年12月3日付けで貴殿から提起された審査請求について裁決したので、別紙のとおりその謄本を送付する。

上記裁決については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます（ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。）。

なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります（ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。）。

裁 決 書

審査請求人

横浜市栄区庄戸3-25-7

比留間 哲 生

横浜市栄区桂台西2-16-25

長谷川 誠 二

横浜市栄区公田町774-5-28-4

柴 田 哲 夫

横浜市栄区庄戸3-13-23

永 田 親 義

上記審査請求人から平成21年12月3日付けで提起された審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを却下する。

不服の要旨

平成21年11月24日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)における国道468号 首都圏中央連絡自動車道(金沢～戸塚)(以下「横浜環状南線」という。)の事業の再評価の審議について、国民の目線に立った厳正公正な審議を尽くすことなく、特に平成16年度の再評価に際して委員会が付した付帯意見に対する事業者の取り組みと成果に対する検証と審議のないまま事業継続としたことから、これを取り消し、改めて委員会で十分な時間をかけて厳正公正な審議を行うことを求める。

理 由

1. 審査請求の対象となる「処分」について

行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「法」という。)第1条第1項では、不服申立制度について『この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。』と定めている。



そして、判例では、『行政不服審査法が行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に対して不服申立を認めているのは、この種行為が国民の権利義務に直接関係し、その違法又は不当な行為によって国民の法律上の利益に影響を与えることがあるという理由に基づくものである。従つて、行政庁の行為であつても、性質上右のような法的効果を有しない行為は、行政不服審査の対象となり得ないと解すべきである。』（最高裁判所昭和43年4月18日判決）と判示されている。

したがって、行政不服審査の対象を規定している「処分」（法第2条第1項）とは、法第1条第1項の「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を意味するものであり、行政庁の行為であつても、性質上国民の権利義務に直接関係し、その違法又は不当な行為によって国民の法律上の利益に影響を与えるような法的効果を有しないような行為は、同項の「処分」には含まれないものと解される。

## 2. 本件審査請求について

本件審査請求において審査請求人は、委員会が、横浜環状南線について、国民の目線に立った厳正公正な審議を尽くすことなく、特に平成16年度の再評価に際して委員会が付した付帯意見に対する事業者の取り組みと成果に対する検証と審議のないまま事業継続としたことを「処分」に該当する行為であると主張している。

しかし、委員会は、再評価の実施主体の長である関東地方整備局長が、各事業の再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として設置したものであり、再評価の実施主体である関東地方整備局が行う事業の再評価に対して委員会が意見を述べる行為（以下「本件行為」という。）については、委員会の意見の表明であつて、国民の権利義務に直接関係する行為とはいえ、また、その行為によって国民の法律上の利益に影響を与えるような法的効果を有する行為とはいえない。

よつて、審査請求人が不服とする本件行為は、審査請求の対象となる「処分」（法第2条第1項）に含まれない。

したがって、本件審査請求は不適法である。

なお、平成21年11月24日に開催された委員会においては、委員会は、横浜環状南線の事業に関する各種意見があることを踏まえて、前回委員会の付帯意見を継続し、引き続き環境保全対策、合意形成に努めるよう意見を具申している。

よつて、主文のとおり裁決する。

平成22年1月13日

国土交通大臣  
前原 誠

